

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	白浜新地地区 (白浜集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、昭和63年度～平成6年度にかけての県営事業で圃場整備を実施した農地約61haを主として範囲を設定した。  
この圃場整備地区は、地権者約180人で構成する白浜営農組合が管理を行っており、水稻(早期・普通期)及び小麦(裏作)約42haについては、オペレーター14人、役員16人が一括管理を、また、約15haについては、イチゴやニラなどの耕作者が野菜団地を形成している。  
なお、水稻・小麦については、特定農作業受委託により組合のオペレーターが中心となり作業を行っているものの、組合構成員の高齢化や後継者不足が今後の課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当該地区の農地約62haのうち、約67%(約42ha)については、今後も白浜営農組合に作業を委託し、水稻、小麦を栽培。また、残地については、イチゴやニラなどの耕作者が耕作を継続していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の範囲内の農地については、その殆どは県営白浜地区圃場整備事業(平成9年4月登記完了)の実施箇所として設定したことから、約97%が農業上の利用が行われる区域とし、残りの主に住宅地周囲の農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当該地区の農地については、これまでどおり白浜営農組合が特定農作業受委託により、水稻(早期・普通期)及び小麦(裏作)を栽培するほか、残地は、認定農業者等を中心にイチゴやニラなどの野菜団地を形成していく。 なお、委託により軽減される労力を地区外の主要作物であるみかん栽培に振り向け、より高品質なみかんの栽培を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当該地区内の地権者(組合員)から農地の売却について相談があった場合は、農地中間管理機構の活用を促す。 農地の農地中間管理機構への貸し付けについては、地域の意見を参考に必要に応じて検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集、農地を斡旋することで、農地の有効活用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<b>【選択した上記の取組方針】</b>				
③スマート農業機器等を導入し、農業者の負担軽減や効率的な農業経営を図る。				
⑦オペレーター及び組合員の確保 認定農業者及び新規就農者等を確保するとともに、若手農業後継者等の人材育成を図り、白浜営農組合のオペレーター及び組合員となる農業者の後継者を確保する。				